忍野村 議会だより

第117号

令和8年8月1日発行



内野保育所　春の大運動会

目　次

■議長あいさつ ―― 2

■村長所信表明 ―― 3

■令和８年度一般会計補正予算（第２号）概要 ―― 4

■議案審議 ―― 5

■一般質問 ―― 8

天野　秋弘議員　●住宅リフォームの期限延期について

●新しい広域ごみ処理施設の稼働に伴う分別回収について

■発行／忍野村議会　■編集／議会だより編集委員会　山梨県南都留郡忍野村忍草1514番地　TEL 0555-84-7780（直通）

令和8年 第2回 忍野村議会定例会

［会期］6月9日～6月25日

議長あいさつ

忍野村議会議長
大森浩義



議会だより第117号」にて、皆さまにお知らせします。

6月定例議会の一般質問には1人の議員が登壇し、2項目の質問が行われました。

6月定例議会の審議案件につきましては、執行部より専決の承認が2件、契約が1件、報告が3件、補正予算が6件、人事案件として忍野村農業委員会委員の同意、忍野村公平委員会の同意18件、全ての案件が可決成立しました。

さて、現在、町村議会においては、議員のなり手不足が深刻化しており、山梨県内においても議員報酬の引き上げ等、対応への動きが活発になっております。本村議会におきましても今後、議員のなり手不足解消に向けた取り組みを進めて参りたい所存であります。

我々議員の任期もあと一年を経過しましたが、残された期間も忍野村議会一丸となり、議員の職責を全うして参りますので、村民の皆様におかれましては、引き続き忍野村議会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

村民の皆さまにおかれましては、平素より忍野村議会の活動に関しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年第2回忍野村議会定例会（6月定例議会）を6月9日から6月25日までの会期で行いましたので「忍野村

村長所信表明



本日、令和８年第２回忍野村議会・定例会が開会されるにあたり、私の所信と共に、提出いたしました案件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

近年、人口減少・少子高齢化の加速に加え、物価高騰や地方財政の逼迫など、自治体を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、本村が将来にわたって住み続けたいと思える地域であり続けるため、３月議会でも示した「財政の健全化確保」「基礎行政サービスの充実」「自主財源創出」の三つの基本姿勢のもと、村政に取り組んでまいります。

また、歳入歳出両面からの徹底した見直しにより、持続可能な行財政運営を確立するとともに、公共施設の計画的維持管理を通じて次世代への負担軽減を図り、自主財源の創出に向けては、ふるさと納税の充実、村有地の民間活用、国・県補助制度の活用、企業版ふるさと納税や民間企業との包括連携協定による官民パートナーシップ構築を推進し、自立した村政運営を目指します。

次に、長年の課題である杓子山南麓エリアの開発については、５月21日に企業による第２回議員説明会が開催され、富士山の優れた眺望と本村が誇る雄大な自然景観を活かした世界最高峰レベルのホテルを核とし、レジデンス・商業施設・マルシェ等を併設する滞在型リゾート構想が示されました。自然環境の保全と活用の調和を前提に、地域経済の活性化、雇用創出、交流人口・関係人口拡大の観点から、慎重かつ前向きに検討を進めていく必要があると考えております。

次に、鶏舎移転計画については、事業者の多大な負担に配慮しながら補償や支援を進めてきた結果、先月、内野原地区における造成工事が無事完了いたしました。今後は建物工事に着手し、年度末の施設完成を見込んでおります。完成後は地域経済の維持・発展への貢献を期待しております。

次に、「一市二村間連絡道路の早期実現」及び「新名庄川の河川整備並びに調節池の整備」について、先月知事へ直接陳情を行ってまいりました。

一市二村間連絡道路については「長い歴史を有する重要な事業であり、前に進めていきたい」との前向きな発言が、新名庄川の河川整備についても「既に技術的検討に着手しており、県として早期整備を図りたい」との認識が知事より示されました。今後におきましても、関係機関との連携を強化しながら、事業の具体化と早期実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税についてですが、近年、総務省による制度運用の基準は年々厳格化され、自治体間の競争も激しさを増しております。

そのような環境の中、担当職員が各事業者と一体となり知恵と工夫を凝らして返礼品の充実に積極的に取り組んだ結果、寄附額は昨年度比約８７００万円増加し、過去最高額でした。これにつきましては、返礼品を提供いただいている事業者の皆様の深いご理解とご協力のもと、地域一体となった取り組みが着実に実を結んでおり、今後も本村の魅力をより効果的に発信し、持続的な寄附の確保と地域経済の好循環の創出に努めてまいります。

次に、子育て支援についてですが、放課後児童クラブ施設の改修工事については令和９年３月の工事完了を目指して調整を進めております。工事完了後は夏休み期間中に移転を行い、第２学期より新たな施設において児童の受け入れを開始する予定です。また、改修後の児童館については、未就園児とその保護者が集う居場所として活用し、地域における子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、保育環境の整備については、現在、おしの幼稚園・内野・忍草保育所の３園体制を維持しておりますが、３歳未満児の利用が年々増加し、保育士不足により次年度に待機児童が生じる見込みとなっております。

待機児童ゼロを実現するため、「３園の再編」も視野に入れた抜本的な協議を行うべく、忍野村子ども・子育て会議に諮問いたしました。再編にあたっては、単に施設を統合するのではなく、現在おしの幼稚園において行っている、バイオリン教室やＡＬＴ常勤による英語教室といった特色ある教育活動を、再編後の新たな施設においても継続・発展させることで、子どもたちの豊かな感性や表現力、国際感覚を育む幼児教育の強みを引き継いでいくべきと認識しております。この問題は保護者の皆様にとって切実な課題であり、子ども・子育て会議においても保護者の声を丁寧に反映した解決策を見出してまいります。

以上、主要案件の説明をさせていただきましたが、村民の皆様とともに歩み、議員各位のご指導とご支援をいただきながら、一歩一歩着実に前進してまいる決意であります。

（案件の概要は省略）

令和８年６月９日

忍野村長　大森　彦一

令和8年度　一般会計補正予算（第2号）概要

●歳入　23,978千円　※この内、下記は主な歳入補正のみ記載しているため合計金額は一致しません。

款	項	補正要求額（単位：千円）	主な事業概要（主な歳入のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります）	担当課
国庫支出金	国庫補助金	1,265	医療的ケア看護職員配置事業　1,265,000円	教育委員会
県支出金	県補助金	448	部活動地域展開等推進事業費補助金（運動部）448,000円	忍野中学校
		30,201	給食費負担軽減事業補助金 30,201,600円	給食室
繰入金	基金繰入金	△14,403	財政調整基金繰入金 640,481,000円　※補正後	総務課
諸収入	雑入	10,000	美術館太陽光パネル設置事業（環境保全支援事業助成金）10,000,000円	教育委員会
村債	村債	13,800	北富士演習場周辺放送施設置助成事業 13,800,000円	総務課
		△16,500	防災対策事業（防災基盤整備事業）0円　※補正後	総務課

●歳出　23,978千円　※この内、下記は主な歳出補正のみ記載しているため合計金額は一致しません。

款	事業名	補正要求額（単位：千円）	主な事業概要（主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります）	担当課
総務費	防災無線放送管理事業	1,012	防災行政無線施設更新工事施工管理業務委託費 1,012,000円	総務課
		96	練習用ドローン購入費　95,700円	総務課
		764	二等無人航空操縦士（初学者）講習費用　572,000円（2人）、他検査料等	総務課
民生費	内野老人福祉センター管理運営費	671	内野老人福祉センター外階段補強工事　671,235円	福祉保健課
衛生費	母子保健事業	1,125	養育医療費助成金　1,489,503円　※補正後	福祉保健課
農林水産業費	土地改良基盤整備事業	3,300	ため池ポンプ電気料　農事用電力　3,300,000円	観光産業課
		416	内野コミュニティセンター裏建物解体費　415,800円	観光産業課
教育費	小学校建設事業	810	小学校体育館多目的トイレ改修工事　809,600円	忍野小学校

●継続費

款	事業名	総額	主な事業概要（主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります）	担当課
総務費	防災無線放送管理事業	404,844	防災無線放送管理事業令和8年度 73,608千円、令和9年度 331,236千円	総務課

議案審議

こんなことが決まりました

第2回定例議会

◎6月9日（初日）

以上の件は、質疑・応答がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

◎6月25日（最終日）

以上の件は、質疑・応答がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

契約

●**議案第28号**
物件供給契約締結の件
【新特別棟校舎備品購入】

補正予算

●**議案第29号**
令和8年度忍野村一般会計補正予算（第1号）

報告

●**報告第1号**
令和7年度忍野村一般会計継続費繰越計算書の報告の件

●**報告第2号**
令和7年度忍野村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

●**報告第3号**
令和7年度忍野村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件

承認

●**承認第2号**
専決処分の承認を求める件
【忍野村税条例の一部改正の件】

●**承認第3号**
専決処分の承認を求める件
【忍野村国民健康保険税条例の一部改正の件】

反対討論　天野秋弘議員

この改正によって、子ども・子育て支援金が新たに徴収され、国保税が上がります。村民の負担が増えることには反対します。

また、新たに税金を徴収するという重大な条例改正を専決する事も問題です。専決処分は、仮に議会がその議案を否決しても効力が失われないという強烈なものです。

したがって運用は慎重であるべきであり、まして専決処分を前もって想定することは誤りです。

今回の条例改正は国の施策に基づくもので、もっとも非難されるのは国であることを申し添えて反対討論とします。

賛成討論　櫻井をさみ議員

この改正は、子ども・子育て支援制度が始まり、国の「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実、子育て支援の強化に向けた施策に対し、全ての世代や企業から支援金を拠出し安定した財源を確保するためであり、子どもたちが安心して育つ環境を整えることは私たちの責務であると考え、本改正への賛成討論といたします。

以上の2件は、討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

●**賛成議員**
小山田喜久・渡邉　慶泰・小林　太伸
渡邉　信介・渡邉　隆三・湯山　央
櫻井をさみ・三浦　哲朗・天野　弥一

●**反対議員**
天野　秋弘

補正予算

●**議案第30号**
令和8年度忍野村一般会計補正予算（第2号）

●**議案第31号**
令和8年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

●**議案第32号**
令和8年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

●**議案第33号**
令和8年度忍野村水道事業会計補正予算（第1号）

●**議案第34号**
令和8年度忍野村下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

農業委員会

●**同意第2号**
忍野村農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外適用につき同意を求める件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で同意されました。

●**同意第3号～同意第16号**
忍野村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

忍野村農業委員会委員の任期満了に伴う次期委員の任命について、次の方々が全会一致で同意されました。

［内野］※敬称略
田邉　満彦
渡邉　清仁
天野　忠純
米山　昭一
後藤　尚彦
湯山　国彦
渡邉　かつ子

公平委員会

［忍草］※敬称略
大森保廣
大森長太
長田龍二
渡邉哲夫
鷹野三吉
大森とき江
渡邉武郎

●同意第17号～同意第19号
忍野村公平委員会委員の選任につき同意を求める件

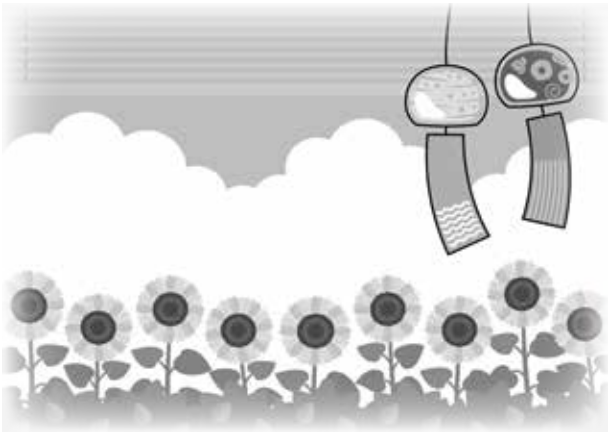
忍野村公平委員会委員の任期満了に伴う次期委員の選任について、次の方々が全会一致で同意されました。

［忍草］※敬称略
大森一行
大森義行
［内野］※敬称略
渡邉恵子

継続審査

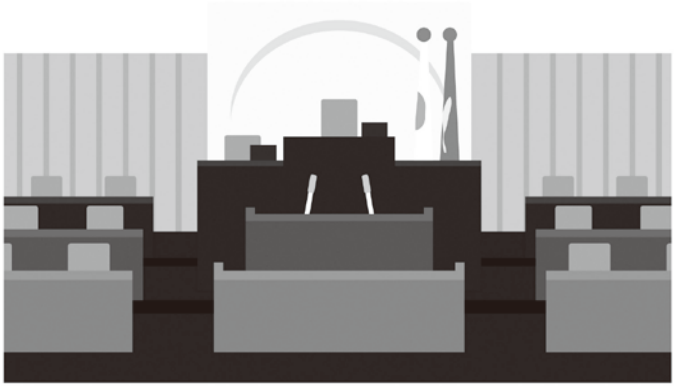
・議会運営委員会委員長
・総務教育厚生常任委員会委員長
・観光産業土木常任委員会委員長
・北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出がありました。



議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付をしていただくと誰でも傍聴できます。定例議会の日程については、議会事務局に問い合わせてください。



お電話でのお問い合わせ

忍野村議会事務局　☎0555-84-7780（直通）

ここが聞きたい！

一般質問



天野秋弘議員

質問❶　住宅リフォームの期限延期について

問い　天野秋弘議員

「イラン戦争」は、各方面に多大な被害を及ぼしています。特にナフサ由来の品不足が起こっています。

こうした中で、本村で実施している「住宅リフォーム助成制度」は、他自治体と比較して上限２００万円を補助するという極めて大きな金額を助成しています。２００万円満額の補助を受けようとすると３４０万円以上の工事が必要で、ユニットバスやトイレ、二重サッシなどの改修がメニューに入っているようです。

これらの製品が購入困難となる可能性は十分にあり、年度内に完成しない事が発生するのではないかと思います。そこで締め切り期限の延期を求めます。合わせて「住宅リフォーム助成制度」の実績について、過去5年間の募集、応募、完了数について教えて下さい。

答え　長田尚丸建設課長

まず、1番目のご質問の忍野村住宅リフォーム補助金交付の年度内完成に対する期限延長についてですが、忍野村居住環境整備促進補助金交付要綱の第5条第1項第3号に「補助金申請年度内に契約を締結し、補助金申請年度の3月末日までに完了実績報告書が提出できる工事であること。ただし、特段の理由があると村長が認める場合については、この限りでない。」となっており、緊迫化する中東情勢が地域経済や建設業界に大きな影響を与えており、イランに対する軍事攻撃やホルムズ海峡における封鎖等の動向を注視し、年度末に向けて建築設備や資材等の納期遅延に対しては、特段な理由と判断し期限の延長を行う方針で検討を進めてまいります。

2番目のご質問の過去5年間の実績について、募集件数、申込件数、また申込者の諸事情によりキャンセル等で実際に完成した件数をご説明いたします。

令和3年度の募集が30件、申込が56件、完成件数が24件です。

令和4年度の募集が30件、申込が41件、完成件数が24件です。

令和5年度の募集が25件、申込が29件、完成件数が24件です。

令和6年度の募集が25件、申込が27件、完成件数が21件です。

令和7年度の募集が20件、申込が22件、完成件数が14件です。

再質問　天野秋弘議員

「期限の延長を行う方針で検討を進める」との答弁で安心しました。

ただし、申請者全員が自動的に延長されると誤解されないように基準を設ける必要があると思います。

あくまでも、現在の経済状況に起因する「建築資材の納期遅延」に限定し、同時に「期限延長願い」のような書類の提出も求めるべき

だと思いますが、こうした事務手続きを行う考えがあるか、答弁を求めます。

答え　長田尚丸建設課長

期限延長の申し出があった場合には、申込者に対して期限延長を必要とする資料の提出を依頼し、内容を精査した上で特段な理由と判断した場合に限り、期限の延長を行いたいと考えます。

再々質問　天野秋弘議員

「期限延長を必要とする資料の提出を求める」との答弁でぜひとも徹底をお願いします。

その上で、未完成件数が毎年あることから、繰越ししても未完成になる可能性があると思います。

繰越しした予算は減額できませんから、不用額になってしまいます。

そこで、期限延長が確定したものも3月にいったん減額して、その分の予算を次年度の予定募集件数に上乗せして計上するという財政手法を取ることは出来ませんか。こうすれば仮に延長したリフォーム工事が未完成になっても減額することが出来ます。

このような財政運用を行なう考えはありませんか答弁を求めます。

答え　長田尚丸建設課長

天野秋弘議員のご質問では未完成とのご指摘ですが、未完成ではなく、住宅リフォームを申込んだものの申請者の諸事情によりキャンセルした件数となっております。

ついては、過去5年間で忍野村居住環境整備促進補助金交付要綱に基づいた申請については、全て完成しており補助金を交付しております。

また、年度を跨ぐ会計処理のご質問ですが、本事業は年度内完成が原則となっており、当該年度の11月末日までには申請書の提出を依頼しております。

また、その内容について第3者機関で審査を行い、交付決定通知書を申請者に送付しております。

ついては、特段な理由で期限の延長が発生した場合には、年度跨ぎの継続的な補助金交付事業となりますので、申請者に対して交付決定を行ったものを年度末に減額することは望ましい会計処理ではありませんので、繰越予算で対応してまいります。



質問❷
新しい広域ごみ処理施設の稼働に伴う分別回収について

問い　天野秋弘議員

令和14年度に新しいゴミ処理施設が完成して稼働が始まります。あと6年後に迫って来ました。富士・東部広域環境事務組合が設立され、郡内全域を網羅する巨大な焼却場が生まれることになります。

聞くところによると、ゴミの分類内容や回収方法などに変更があるようです。何がどのように変わるのか教えてください。

答え　渡邉義雄環境水道課長

忍野村では、家庭から出るごみは、主にごみステーションで回収しており、ごみステーションには、可燃物・ビン・カン・不燃物に分別し、出していただいております。ごみステーションで回収したごみは、富士吉田市環境美化センターで処理しておりますが、令和14年度からこれらのごみは、新しい広域ごみ処理施設で処理することとなります。

天野秋弘議員がおっしゃる通り、新しい広域ごみ処理施設が稼働する令和14年度以降は、ごみの分別内容に変更があり、新たに「危険物」と「資源物」が追加され、さらに「資源物」は、容器包装プラスチックと製品プラスチックに分類されるため、ごみの分別は、可燃物・ビン・カン・不燃物・危険物・資源物の容器包装プラスチックと製品プラスチックの7つに分別される予定です。

なお、「危険物」つきましては、カセットボンベやスプレー缶、ライターと粗大ごみで回収している蛍光灯や乾電池などが該当いたします。

また、回収方法につきましても、ごみの分別内容の変更に伴う対応をしなければなりませんが、今後、ごみステーションでの回収の他、有価物や粗大ごみでの回収などを含め、住民の皆様への負担が少なく、効率的な回収方法を検討してまいります。

再質問　天野秋弘議員

やはり変更があることが明らかになりました。新たに「危険物」と「資源物」が追加され、「資源物」は「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」に分類される事になるようです。

そこでいくつか教えて下さい。

まず「資源物」とは何か。「ゴミの分け方・出し方」のパンフレットの「有価物」に該当するのでしょうか。

次に、この「有価物」の中に、プラスチックは「ペットボトル」と「トレイ」がありますが、ここが変更され、回収できる品目が増えるという事でしょうか。

そして、「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」ですが、それぞれについて、具体的にどんなものが該当するのか、品名をあげて村民に分かるように教えてください。

答え　渡邉義雄環境水道課長

ご明察のとおり、資源物につきましては、有価物に該当し、新たに「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の品目が増える

ということになります。

次に、「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の違いですが、まず、「容器包装プラスチック」とは、食品トレイや、お菓子の袋、ヨーグルトのカップ、シャンプーのボトル、ラップ、フィルムなどの商品を入れたり、包んだりしているプラスチックで、使ったら不要になるものです。

また、「製品プラスチック」とは、ハンガーやバケツ、歯ブラシ、ボールペン、収納ケースなどのプラスチックでできていて、生活の中で繰り返し使うものになります。

再々質問　天野秋弘議員

大変良い事だと思います。

可燃ごみとして焼却していたごみからプラスチックをリサイクルに回せれば、ごみ処理量を減らすことができます。

とはいえ、洗剤などのボトルは洗浄に手間がかかります。おもちゃも鉄やガラス部分を外す手間をかければ、製品プラスチックとして出せます。こうした一手間かけることを村民のみなさんにお願いする必要があります。この点での啓蒙活動の強化をお願いします。

マイクロプラスチックと言う環境問題改善への貢献、増え続けるごみを減らす、財政負担の軽減などいいことずくめだと思いますので、新施設の稼働を待つまでもなく、できるだけ早く実施する事はできないのでしょうか。どのような準備が必要なのかをふくめて答弁を求めて質問を終わります。

答え　渡邉義雄環境水道課長

ごみの出し方などの啓蒙活動につきましては、ホームページや広報への掲載及び「ゴミの分け方・出し方」のポスターや「家庭ゴミ分別ガイドブック」といった冊子の配布などにより行っておりますが、ご指摘のとおり、新たにごみの分別品目が増え、また、リサイクルに回すごみについては、汚れを落とすなど、ごみを出す際にはさらに手間が増えるため、忍野村でも啓蒙活動を強化し対応したいと考えております。

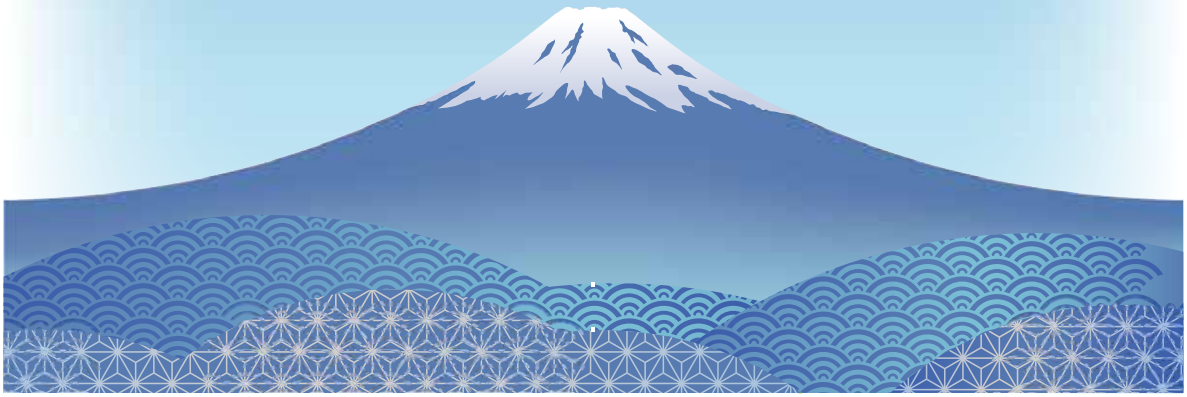
今後は、新しいごみ処理施設の稼働に向け、住民の皆様にごみの分別やリサイクルの必要性をご理解していただけるよう従来の啓蒙活動に加え、ゴミステーションなどへの啓蒙看板の設置や啓蒙回数を増やすなど、効果的な方法を検討してまいります。

また、プラスチックごみを新しいごみ処理施設の稼働前に分別回収しリサイクルする件につきましては、忍野村で回収したプラスチックごみの選別や圧縮等の中間処理を行い、再商品化を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会などに委託することが一般的な手順となりますが、忍野村単独では施設整備や運営等が困難な状況です。

なお、新しい広域ごみ処理施設の場合は、郡内の12市町村で広域的にごみ処理を行うことで施設を集約し、リサイクル施設の整備や運営が効率的に行えるためごみ処理にかかる経費の削減が可能となっております。



議会だより第117号は、
忍野村ホームページにも掲載しています。



忍野村議会事務局　TEL 0555-84-7780（直通）　　印刷／（株）GRANT　富士吉田市旭2-2-17　TEL 0555-24-7736